

# **国立市食品ロス削減推進計画**

**令和5年4月  
国立市**

# 目次

<b>第1章 食品ロス削減推進計画の基本事項</b>	
1 計画策定の趣旨と目的	1
2 計画の位置づけと期間	2
<b>第2章 食品ロスの現状と課題</b>	
1 国立市のごみの現状	3
2 国立市の可燃ごみ及び食品ロスの現状	3
<b>第3章 食品ロス削減目標の設定</b>	
1 計画期間と目標の考え方	6
2 2025（令和7）年度までの目標	6
3 食品ロス削減推進計画の体系	7
<b>第4章 食品ロス削減に向けた具体的な施策</b>	
1 食品ロス削減を推進する基盤づくり	8
2 食品性廃棄物の再生利用を含めた取組の推進	10
3 食品ロス削減の担い手を拡げるための取組	11
<b>※資料1 食品ロス削減推進計画 施策一覧</b>	
施策1 食品ロス削減を推進する基盤づくり	13
施策2 食品性廃棄物の再生利用を含めた取組の推進	14
施策3 食品ロス削減の担い手を拡げるための取組	15
<b>※資料2 計画策定の体制と経過</b>	
1 国立市食品ロス削減推進計画策定庁内検討会委員名簿	16
2 計画策定の経過	17

# 第1章 食品ロス削減推進計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨と目的

「食品ロス」とは、本来食べられるのにも関わらず廃棄処分されているものであり、食品の生産、製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。

国の推計によると、食品ロスの発生量は国全体で 570 万 t<sup>※1</sup>とされ、この量は国連世界食糧計画による食料援助量 420 万 t<sup>※2</sup>の約 1.3 倍に及びます。食料自給率が先進国の中でも特に低く、食料の約 6 割<sup>※3</sup>を海外からの輸入に依存しているわが国が、同時に大量の食品ロスを発生させています。

一方、国連食糧農業機関の報告によると、世界で飢えや栄養不良に苦しんでいる人々は約 8 億人<sup>※4</sup>にのぼると推計されており、今後の更なる人口増加に伴う一層の食料危機も懸念されます。また、食料の生産に伴う CO<sub>2</sub> 排出量は世界全体の排出量の約 25%<sup>※5</sup>を占めるとされているなか、人の消費のために生産された食料の約 3 分の 1<sup>※6</sup>が廃棄され、廃棄された食料の処理のために更に CO<sub>2</sub> が排出されていることなど、食料問題が気候変動へ及ぼす影響も取り沙汰されています。

このように、食品ロスが国際的にも極めて重要な課題となるなかで、2015 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)は、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料廃棄の半減」<sup>※7</sup>を国際目標に掲げました。

わが国においても、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、次いで 2020（令和2）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）が閣議決定されました。またこれを受け東京都は、2021（令和3）年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、その目標の一つとして都内で発生する食品ロスの量を 2030 年に半減（2000 年度比）させるとしています。

---

※1 農林水産省及び環境省による推計（2019）

※2 国連世界食糧計画 2019 年度実績

※3 カロリーベース。農林水産省（2019）「食料需給表 平成 30 年度」

※4 Food and Agriculture Organization (2019) , THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD

※5 Food and Agriculture Organization (2013) , Food wastage footprint: Impacts on natural resources

※6 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

※7 目標 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

市町村は、法第 13 条第 1 項において、基本方針と都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、区域内における食品ロス削減推進計画を定めるように努めること、また、法第 13 条第 2 項において、計画を定めるに当たっては、一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって、食品ロスの削減の推進に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならないことを求められています。当市では、2022（令和 4）年 3 月に「第 2 次国立市循環型社会形成推進基本計画」の中間見直しを行い、そのなかで食品ロスの削減を新たな施策に加えるとともに、食品ロス削減推進計画を策定することを明記しました。

以上を踏まえ当市は、地域の特性に応じた「国立市食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けた具体的な取り組みを着実に推進していきます。

## 2 計画の位置づけと期間

本計画は、法第 11 条の規定に基づく国が定める基本方針と、法第 12 条第 1 項の規定に基づく東京都食品ロス削減推進計画を踏まえ、法第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する計画であり、当市における食品ロス削減の取り組みを推進していくためのものです。

また、法第 13 条第 2 項の規定に基づく本計画は、「国立市循環型社会形成推進基本計画」や「(仮) 国立市食のまちづくり計画」等、各計画と調和が保たれたものとします。

なお、本計画は、第 2 次国立市循環型社会形成推進基本計画の計画期間（2025 年度まで）においては単独の計画とし、第 3 次国立市循環型社会形成推進基本計画の計画期間（2026 年度から）以後は当該基本計画中に含めて策定するものとします。

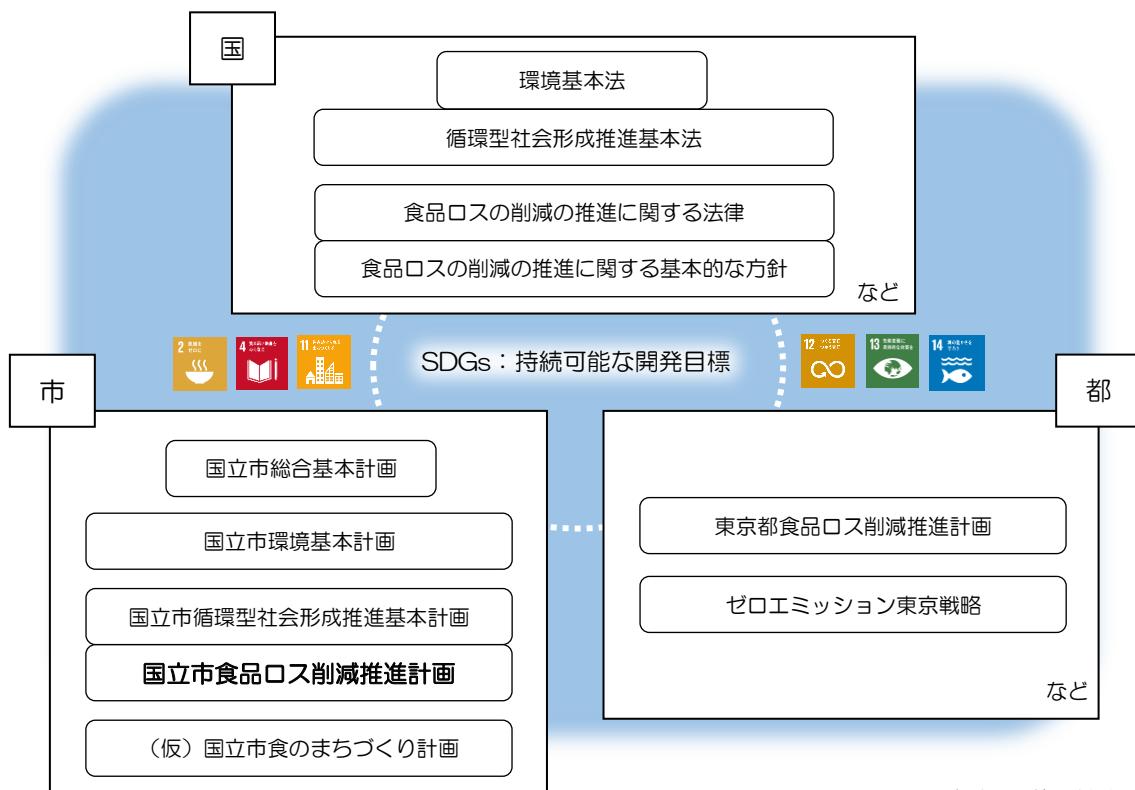


図 1 本計画の位置付け

## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 1 国立市のごみの現状

当市では、2016（平成28）年度の総ごみ量（集団回収除く）が21,187t、市民1人1日換算で769.6gでしたが、2017（平成29）年9月に家庭ごみ処理を有料化したところ、2018（平成30）年度には19,557t、市民1人1日換算703.8gとなり、約8.6%の減量効果を得ました。新型コロナウイルスの感染が拡大した2020（令和2）年度以降は、家庭系ごみが増加する一方事業系ごみの顕著な減少が見られ、直近の2021（令和3）年度では19,045t、市民1人1日換算682.5g、2016（平成28）年度比で約11.3%の減量となっています。市民1人1日換算のごみ量は、多摩地域26市の中でごみ量の少ない方から数えて15番目です。

第2次国立市循環型社会形成推進基本計画において、多摩地区のトップランナー（上位5位以内）を目指す当市は、令和7年度のごみ量の目標を市民1人1日換算で651.7gと設定しており、その達成、またSDGsへの貢献に向け、食品ロス削減等の社会的課題へこれまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められます。

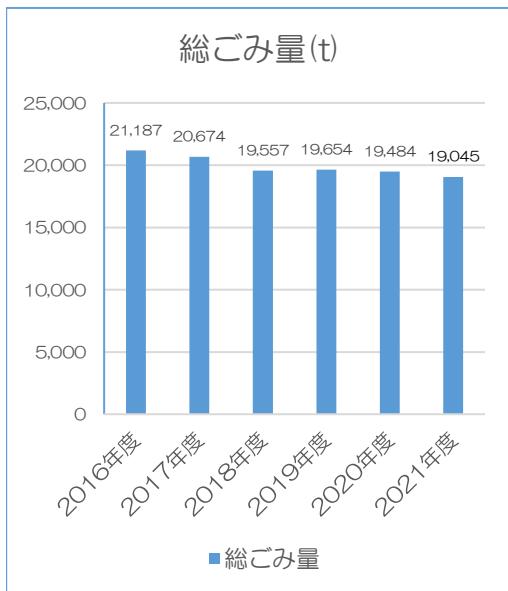


図2 総ごみ量の推移



図3 1人1日換算ごみ量の推移

### 2 国立市の可燃ごみ及び食品ロスの現状

当市のごみについては、大きく収集ごみと持込ごみに二分され、前者を「家庭系ごみ」、後者を「事業系ごみ」として扱っています。

家庭系ごみは、2021（令和3）年度実績で16,050t、そのうちの9,999t（62.3%）が可燃ごみでした。また、年4回のサンプル調査により、可燃ごみの38.5%が食品性廃棄物<sup>※8</sup>であったことから、家庭系ごみ全体の約24%が食品性廃棄物と推計しています。

更に当市は、2021（令和3）年2月、環境省の支援を受け食品性廃棄物を更に分析するためのサンプル調査を実施し、食品性廃棄物のうち30.1%が「食品ロス」であるとの調査結果を得ました。これによれば、家庭からの1年間の食品ロス量は約1,159t（9,999t×38.5%×30.1%）、市民1人1日換算で41.53g<sup>※9</sup>と推計されます。

なお、食品性廃棄物に関する国の実態調査によると、食品性廃棄物に占める食品ロスの割合が2020（令和2）年度の推計で32.4%<sup>※10</sup>となっていますが、前出の当市におけるサンプル調査の数値と大きな乖離がないことから、本計画では当該サンプル調査の数値を使用します。

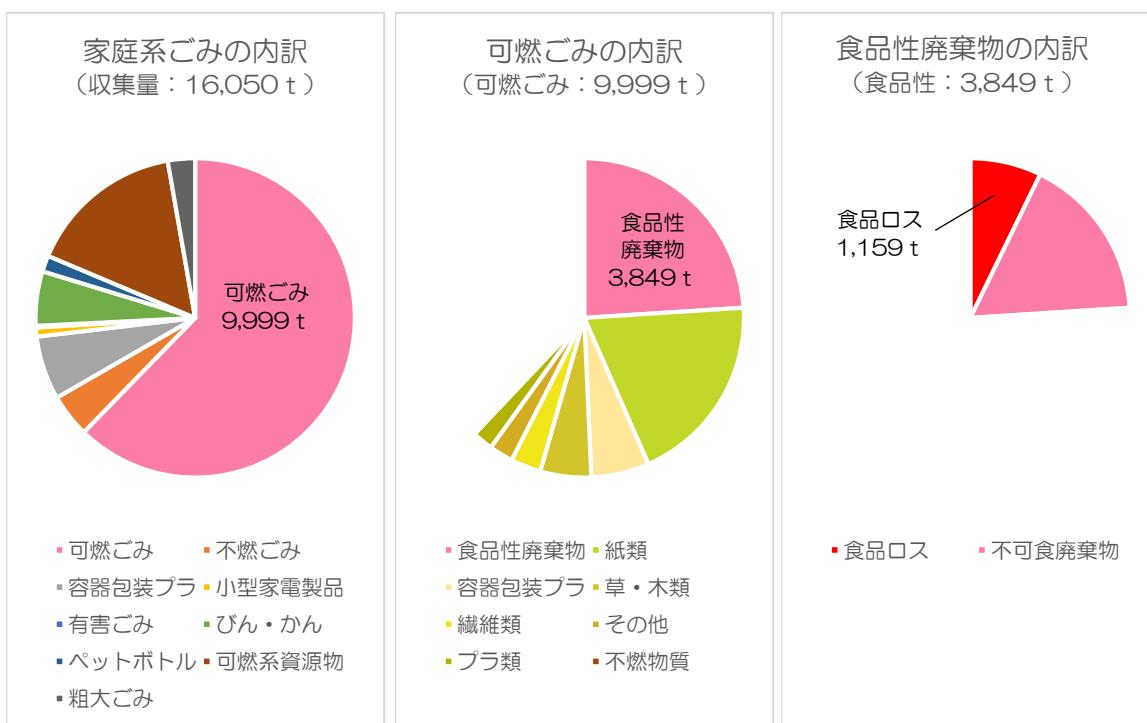


図4 家庭系ごみに占める食品ロスの割合

<sup>※8</sup> 食品性廃棄物とは、食品ロスのほか、不可食部分（野菜の芯や魚の骨など）を含む食品類が廃棄物になったものであり、「厨芥類（生ごみ）」と同義です。

<sup>※9</sup> 環境省の支援を受けた国立市のサンプル調査では、食品ロスの市民1人1日換算の発生量を49.1gとしています。が、これは計算の元となるごみ量に事業系ごみ（焼却施設への持込ごみ）も含まれているためです。

<sup>※10</sup> 令和3年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査

また、事業系ごみは、家庭系ごみと同様の組成分析を実施していませんが、東京都による都全体の事業系食品ロス推計量に、経済センサスの事業者数や従業員数の割合を乗じる形で、市内で発生する事業系食品ロス推計量を約 1,475 t と算出しています。

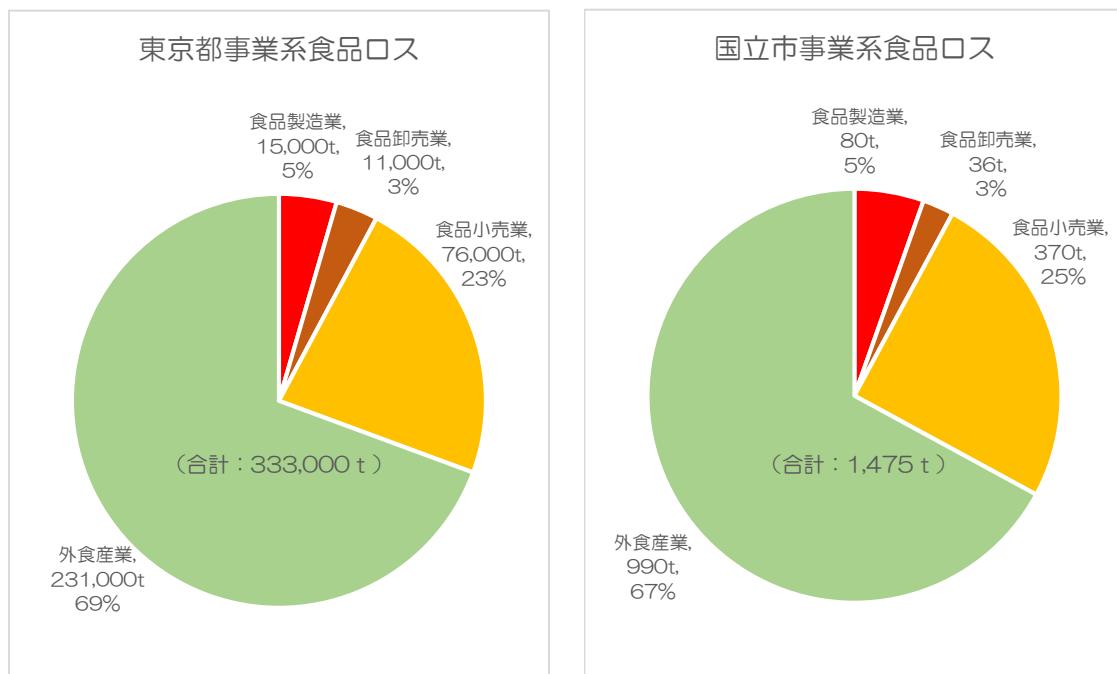


図5 事業系食品ロスの推計量

事業種別	①	②	③	①×(②/③)
	東京都 事業系食品ロス	国立市 事業所数	東京都 事業所数	国立市 事業系食品ロス
食品製造業	15,000 t	11	2,059	80 t
食品卸売業	11,000 t	28	8,549	36 t
食品小売業	76,000 t	144	29,603	370 t
外食産業	231,000 t	366	85,433	990 t
合計	333,000 t	549	125,654	1,475 t

①…東京都試算数値（2018 年度発生分）

②…経済センサス（H28 年度）を参考に計上

③…経済センサス（H28 年度）を参考に計上

図6 国立市の事業系食品ロス推計量の算出方法

## 第3章 食品ロス削減目標の設定

### 1 計画期間と目標の考え方

第1章2「計画の位置付けと期間」で述べたように、本計画は第2次国立市循環型社会形成推進基本計画の計画期間（2025年度まで）に限り独立した計画の形で策定し、第3次国立市循環型社会形成推進基本計画の計画期間（2026年度から）以後は、当該基本計画の中に本計画の内容を移行させて引き継がせます。

そのため、食品ロス削減の具体的な数値目標については、第3次国立市循環型社会形成推進基本計画の策定過程において全体的な目標と整合性を図りながら設定する必要があることを考慮し、それまでの期間の目標については、食品ロス削減に取り組む主体に焦点をあてて設定し、第4章「食品ロス削減に向けた具体的な施策」以下の各施策によりその実現に努めていきます。

### 2 2025（令和7）年度までの目標

#### 〈目標〉

食品ロスについて、その削減が地域全体で推進されるような基盤づくりを行うとともに、その情報提供や問題提起などの啓発活動に努め、最終的に地域で生活、活動する一人ひとりが食品ロス削減に取り組む当事者となる状態を目指します。

#### 〈指標〉

市民アンケート調査等により、地域における食品ロス削減状況を把握し、2025（令和7）年度までに食品ロス削減に取り組む当事者の割合が95%以上になることを目指します。

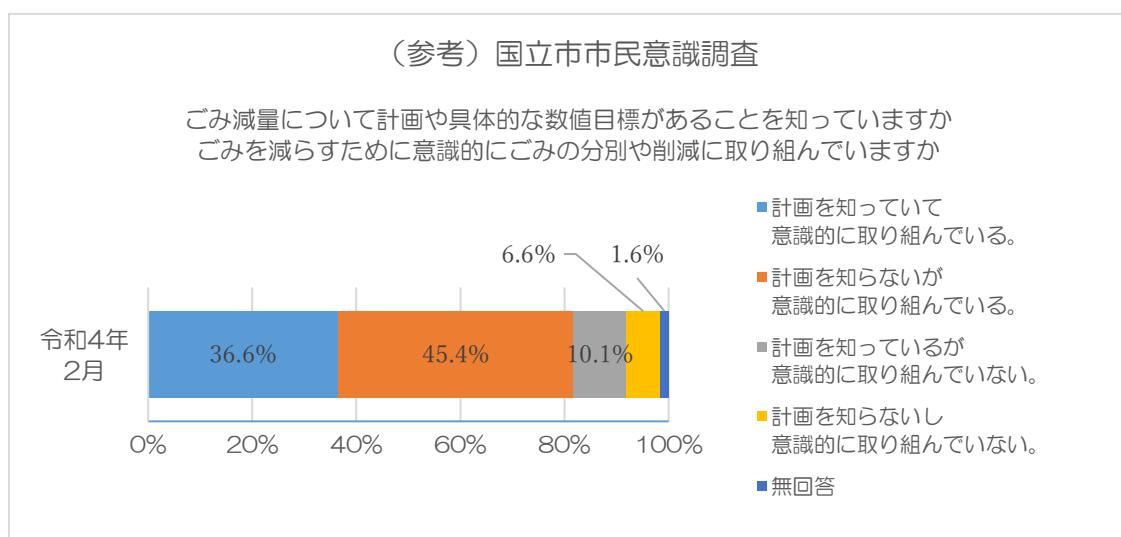
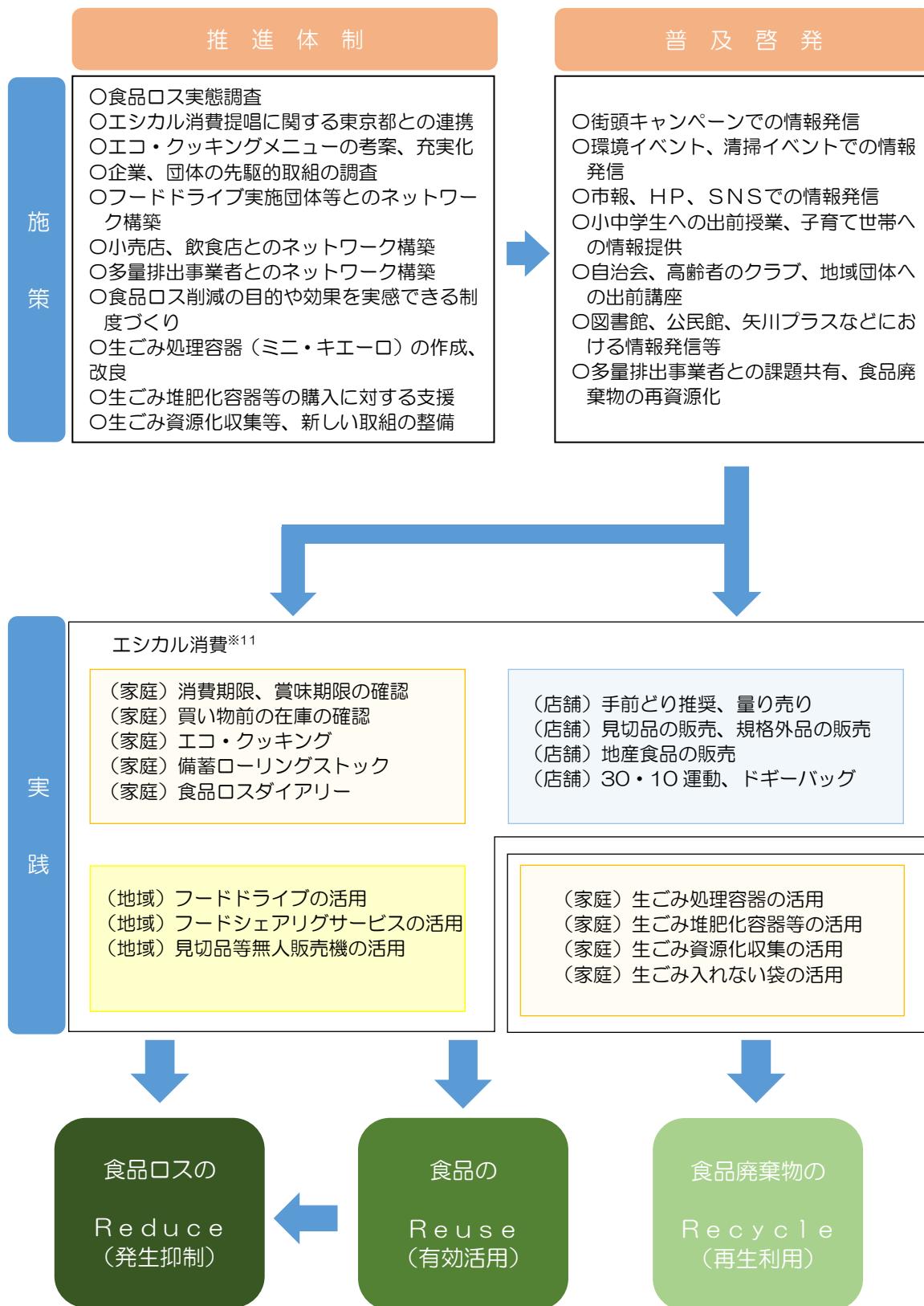


図7 第13回国立市市民意識調査（抜粋）

### 3 食品ロス削減推進計画の体系



\*11 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。（消費者庁ホームページより抜粋）

## 第4章 食品ロス削減に向けた具体的な施策

### 1 食品ロス削減を推進する基盤づくり

食品ロスの削減を推進していくためには、私たち一人ひとりはもちろん、地域全体としてこの課題に取り組んでいくことが大切です。そのため、私たちの身近にある食品ロスの現状を知るとともに、その解決に向けてこの地域で実践していく取組を増やしていくことに努めます。

また、食品ロス対策というと家庭系食品ロスに目が向かがちですが、事業者が排出する事業系食品ロスも大きな割合を占めており、且つ家庭系食品ロスの削減を効果的に行うためにも地域事業者（小売店、飲食店等）との協働が不可欠であることから、地域事業者との多面的な連携にも努めていきます。

#### 〈施策1-1〉 食品ロスに関する地域課題の抽出と、その解決に向けた取組の研究

##### ①食品ロス実態調査

家庭ごみの組成分析調査の一部として、食品廃棄物のサンプル調査も年1回実施し、地域における食品ロスの傾向や対策を分析します。

また、事業系食品ロスについても地域の実情を把握するため、飲食店や小売店等へのヒアリング（アンケート等）を実施します。

##### ②企業、団体、自治体の先駆的な取組の調査

企業や団体、他自治体等が実施する食品ロス削減のための先行事例（フードシェアリングサービス※12、見切り品や規格外品の無人販売機等）を調査し、効果的な取組については市域での導入または紹介に努めます。

##### ③食品ロス削減努力の可視化の検討

食品ロス削減の取組を実践する当事者が、その目的（何のために食品ロス削減に取り組むのか）や効果を実感できるような仕組みづくりを検討します。

食品ロス削減は地域で取り組むものですが、同時に地球規模の課題でもあることから、例えば地域での取組が何かしらの形をとって貧困や飢餓への支援にもつながる制度の設計など、やりがいや目的意識を持てる仕組みづくりを検討します。

---

※12 食品のロスを防ぎたい飲食店や生産者と、食品を求める人や団体を、アプリ等を通じてマッチングするサービス

## 〈施策1-2〉 関係機関との協働による取組の拡充

### ①エシカル消費の提唱

人や社会、環境に配慮した消費生活行動（エシカル消費）の普及を図るため、東京都と連携し、そのスローガン『ちょっと考えて、ぐっといい未来、エシカル消費』及び啓発事業を活用していきます。

### ②食材を有効に使い切る調理方法の紹介

食材の棄ててしまいがちな可食部（野菜の葉・皮・茎等）や食べきれなかった料理を有効活用する調理方法（エコ・クッキング、リメイクレシピ）を、学校給食センターの栄養士の監修のもと、子育て世帯はじめ幅広い世代に提案できるよう努めます。

また、調理方法の紹介においては、古くから行われてきた「保存食」や、食材を無駄にしない「和食」など、温故知新の視点を織り交ぜ、文化継承の心を育んでいけるよう努めます。

## 〈施策1-3〉 事業者、フードドライブ団体等、地域の社会資源との連携強化

### ①飲食店、小売店とのネットワークの構築

市域の飲食店及び小売店と、食品ロス削減に向けた連携を図ります。飲食店には、「30・10運動<sup>※13</sup>の推奨」、「小盛・小分対応」、「持ち帰り対応」等の導入の検討を、また小売店には、「量り売り」「手前どりの推奨」「見切品・規格外品の値下げ」「地産食品の活用」等の導入の検討を依頼し、それぞれの協力店について、市民の利用促進につながるよう積極的なPRに努めます。

### ②多量排出事業者との情報共有

市域の多量排出事業者（1日平均100kg以上）、特に食品性廃棄物を排出する事業者に対して廃棄物排出の現地状況調査を依頼し、食品ロス削減をはじめ、循環型社会形成に向けた課題の共有に努めます。

### ③フードドライブ等関係団体とのネットワーク構築

市域でフードドライブ等の活動を行う団体に対し、それぞれの活動状況のPRや余剰食品の活用で相互協力を図ります。また、余剰食品については健康福祉部および子ども家庭部が連携している食品関連事業者および福祉団体と協力連携していくよう努めます。

<sup>※13</sup> 宴会時における食べ残し削減のため、開始の30分、最後の10分は参加者で料理を食べきる時間を設ける取組。

## 2 食品性廃棄物の再生利用を含めた取組の推進

第1章1でも述べたとおり、大量に発生する食品ロスについては、その処理が環境、気候変動に影響を及ぼす問題も指摘されています。このため食品ロスは、その発生抑制に最大限の努力を払いつつ、なお発生してしまうものについて、環境負荷軽減に資する形で処理することが求められます。

この点当市では、国立市循環型社会形成基本計画において家庭系ごみの減量を進めるため、可燃ごみ中に多くみられる食品性廃棄物（食品ロスを含む）の削減及び資源化に努めることとしており、また東京都食品ロス削減推進計画でも、「2050年に向けたチャレンジ」として、食品ロスの再生利用も含めた形での「食品ロス実質ゼロ」を掲げています。

のことから本計画においても、食品ロスの発生抑制に最大限努めたうえでなお発生する食品ロスやその他の食品廃棄物について、焼却処分によらない、再生利用（堆肥化等）や自然分解等の環境負荷低減につながる方法で処理することを推奨していきます。

### 〈施策2-1〉 食品性廃棄物の自己処理容器の普及促進

#### ①生ごみ処理容器（ミニ・キエーロ）の普及促進

食品ロスを含む食品性廃棄物について、各世帯において可燃ごみとして出さずになるべく自己処理していただけるよう、市が作成する生ごみ分解処理容器（ミニ・キエーロ）の普及を図るとともに、その購入費の助成を行います。

#### ②生ごみ堆肥化容器等の普及促進

①と併せて、市販されているその他の生ごみ処理容器（堆肥化容器等）についても、同様に購入費助成を行うほか、その普及に取り組む団体の活動との協働に努めます。

### 〈施策2-2〉 食品性廃棄物を焼却しない収集方法の展開

#### ①生ごみ資源化収集の実施

生ごみ処理容器使用のような自己処理が難しい世帯でも、食品性廃棄物を資源として有効活用できるよう、市の事業として「生ごみ資源化収集」を実施します。また、そこで資源化された堆肥等については、広く市域内に提供し、街の緑化にも努めます。

#### ②「生ごみを入れない袋」収集の試行

生ごみの自己処理や資源化等の実践により食品廃棄物が発生しない世帯について、可燃ごみを食品性廃棄物が含まれないもの「生ごみを入れない袋」として収集し、収集量などの実績を当該世帯にフィードバックできる制度を試行します。

### 3 食品ロス削減の担い手を拡げるための取組

食品ロスの削減という目標に向けては、私たち一人ひとりがこの問題を「自分のこと」と認識し、考えるだけでなく実際に行動に移し、且つ継続していくことが求められます。そのためには、一人でも多くの方に、食品ロスの現状や削減の必要性について理解を深めていたくことが前提となります。

このことから市では、上述の施策1-1から2-2で述べたような取組を踏まえたうえで、関係機関や地域団体等とも連携し、様々な場面を活用した、より直接的な方法による啓発活動（問題提起や情報提供）に努めています。

#### 〈施策3-1〉世帯における取組を推進する啓発の実施

##### ①子育て世帯に対する啓発

小・中学生を対象に、学校側の協力のもと食品ロスについて共に考えていく働きかけを行い、家庭での取組へつながることを目指します。現在小学4年生で実施される環境教育学習をはじめ、関連するさまざまな学習過程を活用していきます。

また、市の子育て支援関係部署とも連携を図り、気軽に取り組める食品ロス関連情報の提供に努めます。

##### ②高齢者世帯に対する啓発

高齢者のクラブやサークル活動の場をお借りして、参加者に食品ロスに関する情報提供等を行い、各世帯で削減に取り組んでいただけるよう働きかけに努めます。

また、市の高齢者支援関係部署とも連携を図り、高齢者世帯への個別支援の過程で見られる食品ロスについて、課題の抽出に努めます。

##### ③その他、幅広い対象に向けた啓発

①、②の他、一人でも多くの方に食品ロス削減について働きかけ、各世帯において実践していただけるよう、高校・大学等の教育機関、自治会、商店会、その他地域団体を対象に、食品ロスの出前講座やごみ減量施策の紹介等を依頼していきます。

#### 〈施策3-2〉啓発キャンペーン、イベント、市報、HP、SNS等の情報発信の充実

##### ①啓発キャンペーン、環境イベントにおける啓発

駅周辺等における街頭キャンペーンや環境イベントを実施し、その中で食品ロスに関する情報発信に努めます。キャンペーンやイベントにおいては、国立市観光まちづくり協会のキャラクター「くにニャン」への協力を要請するなど、より効果的なPR方法を検討します。

## ②市報、HP、SNS、メール配信等による情報発信

施策3-1、施策3-2①のような形による直接的な啓発に加えて、市報、HP、SNS、メール配信その他の方法を併用し、幅広い世代や対象者に食品ロスの情報を届けられるよう発信していきます。

その情報発信の際には、事業者の先駆的な取組や、食品ロス削減に取り組む地域の飲食店・小売店の紹介、フードドライブ等実施団体の活動状況の周知等も行い、地域の社会資源との連携を意識して行います。

## ③社会教育機関と連携した情報発信

図書館や公民館等の社会教育機関の協力を得て、食品ロスに関する情報の掲示や特集コーナーの設置、関連講座の開催等を検討していきます。

## ※ 資料1 食品ロス削減推進計画 施策一覧

### 施策1 食品ロス削減を推進する基盤づくり

		具体的施策	対象	方向性	担当課等
施策 1-1	食品ロスに関する地域課題の抽出と、その解決に向けた取組の研究	①食品ロス実態調査	一般家庭（開封調査） 事業者（アンケート）	一般家庭…年1回 事業者…計画策定後1回	ごみ減量課
		②企業、団体、自治体の先駆的な取組の調査	企業、団体、他自治体等の食品ロス削減の取組	定期的な情報収集 取組のリスト化 市域への導入・紹介	ごみ減量課
		③食品ロス削減努力の可視化の検討	SDGsの課題解決に向けた取組	定期的な情報収集 取組のリスト化 取組との協働の検討	ごみ減量課
施策 1-2	関係機関との協働による取組の拡充	①エシカル消費の提唱	一般家庭	市報・HP等に随時掲載 イベント時等の資料配布	ごみ減量課 東京都
		②食材を有効に使い切る調理方法の紹介	一般家庭	年4回程度市報掲載 市報掲載後、HP等で発信	ごみ減量課 給食センター
施策 1-3	事業者、フードドライブ団体等、地域の社会資源との連携強化	①飲食店、小売店とのネットワークの構築	事業者	協力店の定義化と広報 協力店の募集	ごみ減量課
		②多量排出事業者との情報共有	多量排出事業者	食品関連は年1回調査 上記以外は2年毎に調査	ごみ減量課
		③フードドライブ等関係団体とのネットワーク構築	フードドライブ関係団体	フードドライブ関係団体を含む福祉部門等が開催する連携会議に参加	ごみ減量課 社会福祉協議会 福祉総務課 児童青少年課

## 施策2 食品性廃棄物の再生利用を含めた取組の推進

		具体的施策	対象	方向性	担当課等
施策 2-1	食品性廃棄物の自己処理容器の普及促進	①生ごみ処理容器(ミニ・キエ一口)の普及促進	一般家庭	購入費の補助(通年) 出前講座等による生ごみ処理容器の紹介	ごみ減量課
		②生ごみ堆肥化容器等の普及促進	一般家庭	購入費の補助(通年)	ごみ減量課
施策 2-2	食品性廃棄物を焼却しない収集方法の展開	①生ごみ資源化収集の実施	一般家庭	参加世帯を100と想定 資源化後の堆肥を家庭もしくは街頭で活用	ごみ減量課
		②「生ごみを入れない袋」収集の試行	一般家庭	先行自治体の調査 制度導入の検討	ごみ減量課

### 施策3 食品ロス削減の担い手を拡げるための取組

		具体的施策	対象	方向性	担当課等
施策 3-1	世帯における取組を推進する啓発の実施	①子育て世帯に対する啓発	一般家庭	各教育課程での啓発実施 子育て世帯への食品ロスに関する情報提供の実施	ごみ減量課 子育て支援課 教育指導支援課
		②高齢者世帯に対する啓発	一般家庭	高齢者団体への個別的な協力依頼 高齢者支援課からの情報収集	ごみ減量課 高齢者支援課
		③その他、幅広い対象に向けた啓発	一般家庭 事業者	教育機関、自治会、商店会 その他団体への個別的な協力依頼	ごみ減量課
施策 3-2	啓発キャンペーン、イベント、市報、HP、SNS等の情報発信の充実	①啓発キャンペーン、環境イベントにおける啓発	一般家庭 事業者	駅街頭での啓発（通年） フェスタでの情報発信	ごみ減量課 観光まちづくり協会
		②市報、HP、SNS、メール配信等による情報発信	一般家庭 事業者	市報及び特集号での発信 HP、SNS、メール配信での発信	ごみ減量課
		③社会教育機関と連携した情報発信	一般家庭 事業者	社会教育施設での特集等情報発信	ごみ減量課 図書館 公民館
		④多年齢の子どもなどに対する学びの提供	一般家庭	矢川プラスで学びと啓発等を行う	ごみ減量課 くにたち子どもの夢・未来事業団

## ※ 資料2 計画策定の体制と経過

### 1 国立市食品ロス削減推進計画策定庁内検討会委員名簿

役 職	職 名	氏 名
委員長	生活環境部ごみ減量課長	清水 紀明
副委員長	政策経営部政策経営課長	蓑島 紀章
委 員	行政管理部防災安全課長	松平 忠彦
	健康福祉部福祉総務課長	伊形 研一郎
	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子
	健康福祉部健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
	子ども家庭部参事兼児童青少年課長	馬橋 利行
	子ども家庭部子育て支援課長	前田 佳美
	生活環境部まちの振興課長	田代 和広
	都市整備部都市農業振興担当課長	堀江 祥生
	教育部教育指導支援課長	市川 晃司
	教育部学校給食センター所長	土方 勇

令和4年4月1日現在

## 2 国立市食品ロス削減推進計画策定の経過

年月日	会議等	主な検討事項等
令和4年 8月15日	第1回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定体制、スケジュール等について</li> <li>・計画策定にかかる意見交換</li> </ul>
令和4年 9月28日	第2回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（素案）にかかる意見交換</li> </ul>
令和4年 10月11日	第13期国立市ごみ問題審議会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（素案）にかかる意見交換</li> </ul>
令和4年 11月15日 ～12月5日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、ごみ減量課窓口、その他6箇所</li> </ul>
令和4年 12月19日	市民説明会（1回目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎3階会議室</li> </ul>
令和4年 12月22日	市民説明会（2回目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ会議室</li> </ul>
令和5年 1月 4日	計画（素案）から（案）に変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（素案）内容を集約</li> </ul>
令和5年 1月 6日	第13期国立市ごみ問題審議会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（案）にかかる意見交換</li> </ul>
令和5年 1月 16日	第3回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（案）にかかる意見交換</li> </ul>
令和5年 2月 7日	第13期国立市ごみ問題審議会 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（案）内容を集約したものを報告</li> </ul>
令和5年 4月 1日	施行	-